

令和元年第1回 国東市議会臨時会 提出議案

承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて(平成30年度国東市一般会計補正予算第9号)	P 1
承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて(平成30年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第3号)	P 3
承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて(平成30年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算第4号)	P 5
承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて(平成30年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号)	P 7
承認 第5号	専決処分の承認を求めることについて(平成30年度国東市介護保険事業特別会計補正予算 保険事業勘定第4号 介護サービス事業勘定第3号)	P 9
承認 第6号	専決処分の承認を求めることについて(平成30年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算第4号)	P 11
承認 第7号	専決処分の承認を求めることについて(平成30年度国東市公共下水道事業特別会計補正予算第5号)	P 13
承認 第8号	専決処分の承認を求めることについて(平成30年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第5号)	P 15
承認 第9号	専決処分の承認を求めることについて(平成30年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号)	P 17
承認 第10号	専決処分の承認を求めることについて(国東市税条例等の一部改正)	P 19
承認 第11号	専決処分の承認を求めることについて(国東市税特別措置条例の一部改正)	P 32
承認 第12号	専決処分の承認を求めることについて(国東市国民健康保険税条例の一部改正)	P 34
承認 第13号	専決処分の承認を求めることについて(国東市介護保険条例の一部改正)	P 36
同意 第16号	監査委員の選任について	P 38
同意 第17号	教育委員会委員の任命について	P 39
同意 第18号	固定資産評価員の選任について	P 40

承認	13件
<u>同意</u>	<u>3件</u>
計	16件

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 5 月 13 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

平成 30 年度国東市一般会計補正予算第 9 号について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 5 月 13 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

平成 30 年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 3 号)について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

承認第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 5 月 13 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

平成 30 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

承認第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 5 月 13 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

平成 30 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

承認第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 5 月 13 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

平成 30 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第 4 号 介護サービス勘定第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年5月13日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

平成 30 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

承認第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年5月13日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

平成 30 年度国東市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

承認第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 5 月 13 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

平成 30 年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

承認第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年5月13日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

平成 30 年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

承認第 10 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 5 月 13 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

国東市税条例等の一部改正について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

国東市税条例等の一部を改正する条例

(国東市税条例の一部改正)

第 1 条 国東市税条例(平成 18 年国東市条例第 66 号)の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「においては、法第 314 条の 7 第 1 項」を「には、同項」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 11 項」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「平成 45 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項)」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項(同条第 7 項)」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第 7 条の 4 中「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 11 項第 2 号」に改める。

附則第 9 条の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に、「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第 9 条の 2 中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 10 条の 2 第 4 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ハ」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第

32 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」に改め、同条第 14 項及び第 15 項を削り、同条第 16 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 45 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条中第 18 項を第 16 項とし、第 19 項を第 17 項とする。

附則第 10 条の 3 第 12 項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項第 4 号中「附則第 12 条第 21 項」を「附則第 12 条第 23 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 22 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 2 項(同法第 100 条第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積(法附則第 15 条の 8 第 4 項第 1 号に規定する特定居住用部分以外の部分を有する家屋にあつては、家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び特定居住用部分の床面積)
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第 10 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第 10 条の 4 法附則第 16 条の 2 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義

務者が令附則第 12 条の 4 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあっては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係

- (2) 法附則第 16 条の 2 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に平成 28 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
 - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 16 条の 2 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
 - (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第 16 条の 2 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成 31 年度分及び平成 32 年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。
 - 3 法附則第 16 条の 2 第 4 項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
 - (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第 16 条の 2 第 3 項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第 16 条の 2 第 3 項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
 - 4 法附則第 16 条の 2 第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第 16 条第 1 項中「法附則第 30 条第 1 項」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号

の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等(」を「特定仮換地等(」に、「仮換地等)」を「特定仮換地等)」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、

「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

第2条 国東市税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、同条第1項中「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第9項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 大分県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 大分県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生

じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の5に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号アb	3,900円	1,000円
第2号アc(a)	6,900円	1,800円

	10,800円	2,700円
第2号アc(b)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号アb	3,900円	2,000円
第2号アc(a)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号アc(b)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号アb	3,900円	3,000円
第2号アc(a)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号アc(b)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当す

るかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第 87 条及び第 88 条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第 3 条 国東市税条例の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。
附則第 16 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 5 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車は平成 33 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 34 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は平成 34 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 35 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

(国東市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 国東市税条例等の一部を改正する条例(平成 28 年国東市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

附則第 15 条の次に 4 条を加える改正規定(同条例附則第 15 条の 5 第 2 項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第 16 条第 1 項の改正規定中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項」を「法附則第 30 条」に、「平成 31 年度分」を「当該軽自動車は最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以

後の年度分」に改める。

第5条 国東市税条例等の一部を改正する条例(平成30年国東市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、国東市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「次の3項」を「次の8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項」を「8項」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中国東市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日
- (2) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第7条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第2条中国東市税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに同条例第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日
- (4) 第3条中国東市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日
- (5) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の国東市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号

		に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
	送付	送付又は国東市税条例等の一部を改正する条例(平成31年国東市条例第号)附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の国東市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の国東市税条例(次項及び第3項において「32年新条例」という。)第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32年新条例第36条の3の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき国東市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の国東市税条例第24条第1項(第

2号に係る部分に限る。)の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の国東市税条例(以下「31年10月新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の国東市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第 11 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 5 月 13 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

国東市税特別措置条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市税特別措置条例の一部を改正する条例

国東市税特別措置条例（平成 18 年国東市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 4 条第 1 項中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 10 条第 8 項第 5 号」を「第 10 条第 7 項第 6 号」に、「第 42 条の 4 第 8 項第 6 号」を「第 42 条の 4 第 8 項第 7 号」に、「第 68 条の 9 第 8 項第 5 号」を「第 68 条の 9 第 8 項第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

承認第 12 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 5 月 13 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

国東市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

国東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

国東市国民健康保険税条例（平成 18 年国東市条例第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書き中「58 万円」を「61 万円」に改める。

第 21 条中「58 万円」を「61 万円」に改め、同条第 2 号中「27 万 5,000 円」を「28 万円」に改め、同条第 3 号中「50 万円」を「51 万円」に改める。

第 22 条の 2 第 1 項第 1 号中「当分の間」を「減免期間は、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間とする。ただし、所得割額については当分の間これを免除する。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の国東市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第 13 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年 5 月 13 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

国東市介護保険条例の一部改正について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

国東市長 三 河 明 史

国東市介護保険条例の一部を改正する条例

国東市介護保険条例(平成 18 年国東市条例第 151 号)の一部を次のように改正する。

- 第 2 条第 3 項中「平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度」を「平成 31 年度及び平成 32 年度」に、「28,600 円」を「23,800 円」に改め、同条に次の 2 項を加える。
- 4 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び平成 32 年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,800 円」とあるのは、「37,200 円」と読み替えるものとする。
 - 5 第 3 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度及び平成 32 年度における保険料率について準用する。この場合において、第 3 項中「23,800 円」とあるのは、「46,100 円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の国東市介護保険条例第 2 条の規定は、平成 31 年度分の保険料から適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

同意第 16 号

監査委員の選任について

監査委員に識見を有する者のうちから次の者を選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町■■■■■■■■■■

氏 名 なかの しげる
中野 茂

生年月日 ■■■■■■■■■■

令和元年 5 月 13 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 現監査委員の任期が、令和元年 5 月 15 日をもって満了するため、次期委員を新たに選任する必要があるため提出する。

同意第 17 号

教育委員会委員の任命について

教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町■■■■■■■■■■

氏 名 よしたけ こういちろう
吉武 耕一朗

生年月日 ■■■■■■■■■■

令和元年 5 月 13 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 現教育委員会委員の任期が、令和元年 5 月 18 日をもって満了するため、再任する必要があるので提出する。

同意第 18 号

固定資産評価員の選任について

固定資産評価員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国見町■■■■■■■■■■

氏 名 きくち としお
菊池 俊夫

生年月日 ■■■■■■■■■■

令和元年 5 月 13 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 現固定資産評価員が辞任したため、後任の評価員を選任する必要がある
ので提出する。